

パートナーシップ制度案

1. 制度の概要について

方式	届出制度を基本とし、公正証書を提出したカップルには別途受領証を発行する。	
効力	両者が互いに日常の生活において協力し合うと約したことを区長が確認した場合、パートナーシップ届を受理したことを証明するためのパートナーシップ届受理証明書を交付する。	
対象者	一方または双方が多様な性自認・性的指向のカップル	
要件	①成年 ②独身であること ③双方が区内在住、一方が区内に居住で一方が転入予定、または双方が転入予定 ④当事者以外とパートナーシップ関係にないこと ⑤近親者でないこと	
必要書類	①パートナーシップ届 ②住民票抄本 ③戸籍謄本(外国人の場合は独身であることの公的な証明+訳文) ※転入予定者については「口頭」で豊島区への転入意思を確認し、受付票(期限 3 カ月)を発行する。受付票の期限は相談により延長可能とする。転入後、パートナーシップ届受理証明書を交付する。	
本人確認	官公署発行のもので写真付きならば 1 点、写真付きでなければ 2 点	
交付申請場所	豊島区男女平等推進センター	
発行物	双方が豊島区民	①パートナーシップ届受理証明書 ②(希望があれば)携帯用カード ③(公正証書を提出した場合)公正証書受領証明書
	一方または双方が豊島区に転入予定	①受付票
その他	パートナーシップ関係の解消は一方または双方の申請で受理する。	

届出: 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く)であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの(自己の期待する一定の法律上の効果を生ずるためには当該通知をすべきこととされているものを含む)をいう。

受理: 行政庁その他公の機関が、みずからに対してなされた届出、申請等の表示行為を有効なものとして受領すること。表示行為の単なる到達や受付(文書の收受等)とは異なる。

2. 他自治体の制度との比較

	届出	登録	証明	宣誓
他自治体	無(豊島区が初)	那覇市	渋谷区	世田谷区、伊賀市、宝塚市、札幌市、福岡市、大阪市、中野区
概要	区長にパートナーシップ届を届け出し、区はパートナーシップ届受理簿に記載し、パートナーシップ届受理証明書を交付する。	市長に申請し、市はパートナーシップ登録簿に登録し、登録証明書を交付する。	区長に申請し、区は審査後にパートナーシップの関係であることを記載した証明書を交付する。	パートナーシップ宣誓書を区長に提出し、区は宣誓書の写しとその受領証を交付する。
添付資料	・本人確認書類 ・戸籍謄本 ・住民票抄本	・本人確認書類 ・戸籍抄本 ・住民票抄本	・本人確認書類 ・戸籍謄本 ・合意契約書(※1) ・互いを任意後見人と定めた登記済みの公正証書(※2)	・本人確認書類 ・戸籍抄本 ・住民票抄本等
コスト	無	無	約 5 万円(公正証書作成費用)	無
民間サービスでの効力	住宅ローンの申請	×	琉球銀行のみ可	○
	住居賃貸契約	○	○	○
	病院での提示	○	○	○
オプションの有無(※3)	有	無		中野区のみ有
採用しない理由		「登録」という言葉を用いると二人の関係の証明が継続するという印象を与えるが、継続的な証明を行うことは行政としては困難であるため。(法規 G より指摘あり)	「証明」の形式を採用した場合、上記程度の添付資料が裏付けとして必要となるが(弁護士に確認)、利用者の費用負担が大きくなり、利用者が限定される懸念があるため。	「宣誓」という言葉がカミングアウトを連想させるというご意見があったため。 ※宣誓…多くの人の前で自分の決意や誠意を示すため、誓いの言葉を述べること。(出典:三省堂 大辞林)

(※1)二人が共同生活を営むに当たって、区が定める事項を含めた当事者間の取り決めについて明記された公正証書。1万円程度費用がかかる。

(※2)二人が相互に相手方を任意後見受任者の一人とする公正証書。登記が必要。4万円程度費用がかかる。

(※3)メインの登録・宣誓に加えて、公正証書を提出したカップルに「公正証書の受領証」を発行する。中野区が初めて導入した形式。